

## (仮) 協 定 書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会（以下「全国港湾」という）、並びに全日本港湾運輸労働組合同盟（以下「港運同盟」という）は、2025年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

### 記

#### 1. 加盟単組の賃上げ並びに産別制度賃金の引き上げについて

##### （1）加盟単組の賃上げについて

2025年4月3日付で国交省と日港協は連名で発出したユーザー宛の要請に基づき、今後も各加盟店社は、価格転嫁と労務費を含む料金改定を促進する。日港協はこれを精力的に行い、人員不足対策はもとより、賃上げ原資、労働条件向上に資する適正料金収受に向けた取り組みを続ける。

##### （2）産別制度賃金の引き上げについて

- ① 22 春闘協定 1.(2)②に基づき、産別最低賃金、あるべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、別途協議とする。
- ② 産別制度賃金について行政訴訟中であることを理由に、各事業者が各個別労使の賃金・労働条件交渉や地区労使交渉を抑制することのないよう内部周知を行う。

#### 2. 労働時間短縮と時間外労働の規制について

##### （1）5.9協定（1991年5月9日付）について

- ① 適用港の問題と労働時間の短縮については、賃金・労働時間問題専門委員会において継続協議とする。
- ② 検査・関連職種の5.9協定履行については、引き続き当該労使での協議を促す。

##### （2）年末年始の例外荷役に係る諸課題について

年末年始の例外荷役に係る諸課題（実施の有無、労働条件、1月4日の平日化など）については、2025年1月に労使政策委員会のもとに設置した「別枠協議」の場において早急に協議を開始する。

#### 3. 港湾労働諸拠出金について

- ① 日港協は労働環境の改善及び人員確保を図るためにも、全国の福利厚生施設の安定的運営に向けた整備・拡充が必要であることを確認した。  
上記に関し、日港協、労働組合及び日港福の3者による専門委員会を立ち上げ、今後必要な措置を検討する。
- ② 安定協会の行う諸制度の改訂については、専門委員会を立ち上げ継続協議とする。

#### 4. 安定的雇用の確保等について

- (1) 関連職種の労働者の雇用安定と産別協定履行に向けて、引き続き地区労使の協力のもとで、料金収受等の必要な対策を講じる。  
また、事前協議の体制に関連を付記することについては、各関係地区労使で対応する。
- (2) 日港協は、人員確保の観点からも、65歳定年制度を全加盟店社が2025年実施の労使確認に沿って、改善を行うよう周知する。
- (3) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、日港協と全国港湾及び港運同盟は、「石炭火力発電所の休廃止等に伴う港湾運送への影響に係る連絡対策会議」において、事業継続・雇用保障・生活補償のための対策を行政に求める。併せて、今後も想定される、石炭火力発電の休・廃止の施策に対応するため、前述の対策会議の継続を関係行政に求めつつ、国の責任のあり方についても協議していく。
- (4) 拠点港と地方港のフィーダー網の推進に関する、料金問題をはじめとした、事業基盤も揺るがす課題について、労使共通の課題として取り組み、行政と協議していく。  
また船社からの事前協議申請にあたっては、24 春闘協定3.(3)①に基づき適正料金収受を履行するよう促す。

#### 5. 春闘協定に基づく継続課題について

- (1) 当該委員会等の協議促進を図ること。
  - ① 産別協定の編纂作業を引き続き促進し、2025年8月中にはワーキンググループに編纂結果を報告する。  
ワーキンググループは、これを検討し、成案の後、労使政策委員会に早急に上程する。
  - ② 人員不足対策委員会への答申（案）の準備を加速させ、2025年10月を目途に内外に公表できる準備を整える。
  - ③ 適正料金収受プロジェクトチームは、適正取引のためのガイドライン作成を関係行政に強く求める。  
また、料金監査において、届出料金と収受料金に乖離が認められた場合の処分について、その発出方法の変更を関係行政に求める。
- (2) 職場・職種に係る諸課題について  
日港協は指定事業体及び標準者賃金に係る諸問題について、24春闘協定に則り協議の促進を図る。

(3) 職域・業域の確保と拡大について

- ① 18春闘における「港湾労働法の全港・全職種について合意する」との協定を再確認し、港労法問題労使検討委員会で改めて全港・全職種適用に向けた課題の整理を労使で行う。
- ② 22春闘協定で、「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう取り組む」と確認した趣旨に基づき、外貿施設及びインランドデポの視察を労使政策委員会で行い、その結果を踏まえ必要な対策を検討する。

(4) 安心・安全への取り組みについて

- ① 次の3点については、中央安全専門委員会を開催し、協議の進捗を図る。
  - a. フルハーネスの実装試験の検証等
  - b. 熱中症対策のアンケート集約を早急に行い、対策を検討
  - c. ワイヤーの切断事故防止やヤシ殻荷役の安全確保策
- ② 2024年7月3日付「中央安全専門委員会議事確認」に基づき実施された電離放射線健康診断の結果を検証し、2012年以降の同健診の在り方を含め、総合的に検討する。  
なお、23春闘協定に基づき、中古車（建機）の積み込み・固縛に従事した労働者の健康診断については、改めてその時期などについて中央安全専門委員会で協議する。
- ③ 日港協加盟各社は、22春闘協定に基づき、遺族補償・障害等級1級～3級の労働災害補償金を、4,000万円に達成するよう努力する。

(5) 特定利用港湾の課題について

港湾労働者の安全、港湾運送事業への影響の視点から、特定利用港湾について、労使の検討・学習会を早急を実施する。

以 上

2025 年(令和 7 年) 5 月 14 日

一般社団法人 日本港運協会  
経営労働委員会  
委員長

全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員長

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長

2025年(令和7年)5月14日

一般社団法人 日本港運協会  
経営労働委員会  
委員長

久保 高伸

全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員長

山内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 足立 賢次